



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 5月20日火曜日 第1458号

◇ 目 次 ◇ 規 則

健康増進法施行細則..... 595

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... 601

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... 601

新たな土地改良事業の施行の認可（6件）..... 601

土地改良事業の工事完了の届出（2件）..... 601

県営土地改良事業の工事の完了（3件）..... 602

保安林の指定の解除..... 602

道路の区域変更（県道大平砥部線）..... 602

道路の供用開始（"）..... 602

道路の供用開始（一般国道379号）..... 603

道路の区域変更（県道榑生大洲線）..... 603

道路の供用開始（"）..... 603

道路の区域変更（県道大洲保内線）..... 603

道路の供用開始（"）..... 604

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 604

道路の供用開始（"）..... 604

道路の区域変更（一般国道197号）..... 604

道路の供用開始（"）..... 605

訓 令

保健所長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令..... 605

規 則

○愛媛県規則第46号

健康増進法施行細則を次のように定める。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

健康増進法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査世帯の指定の通知）

第2条 省令第2条第2項の規定による調査世帯の指定の通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書（様式第1号）により行うものとする。

（施設の設置の届出）

第3条 法第20条第1項の規定による特定給食施設（以下「施設」という。）の届出は、特定給食施設設置届出書（様

式第2号）により行わなければならない。

（施設の変更並びに休止及び廃止の届出）

第4条 法第20条第2項前段の規定による届出は特定給食施設変更届出書（様式第3号）により、同項後段の規定による届出は特定給食施設休（廃）止届出書（様式第4号）により行わなければならない。

（施設の再開の届出）

第5条 施設の設置者は、休止した事業を再開したときは、再開の日から1月以内に、知事に特定給食施設再開届出書（様式第5号）により届け出なければならない。

（給食状況の報告）

第6条 施設の設置者は、毎年7月15日までに、前月の給食状況を知事に報告しなければならない。

（栄養管理の実施に関する指導）

第7条 知事は、法第22条の規定により指導を行う場合は、特定給食施設栄養指導票によるものとする。

（特別用途表示の許可の申請書の提出部数）

第8条 法第26条第2項の規定により知事を經由して厚生労働大臣に提出する申請書の部数は、正副3通とする。

（書類の経由）

第9条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の保健所長を經由しなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 栄養改善法施行細則（昭和28年愛媛県規則第26号）は、廃止する。

様式第1号(第2条関係) 国民健康・栄養調査世帯指定通知書

国民健康・栄養調査世帯指定通知書

年 月 日

(世帯主) 様

愛媛県知事

印

健康増進法(平成14年法律第103号)第11条第1項の規定による 年度国民健康・栄養調査の実施について、貴世帯を調査世帯に指定しましたので、御協力をお願いします。

なお、本調査は、 月に実施します。

様式第2号(第3条関係) 特定給食施設設置届出書

特定給食施設設置届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

給食施設	名 称					
	所 在 地					
給食施設の 種類(番号を で囲むこ と。)	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄宿舍 9 事業所 10 一般給食センター 11 その他					
給食開始年月日		年 月 日				
予 定 給 食 数	朝	昼	夕	その他	計	
運 営 形 態 (番号を で囲 むこと。)	1 直 営 2 全部委託 3 一部委託					
	受託者名					
管理栄養士数			栄養士数			

様式第3号(第4条関係) 特定給食施設変更届出書

特定給食施設変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

給 食 施 設	名 称		
	所 在 地		
給 食 開 始 年 月 日		年 月 日	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第4号(第4条関係) 特定給食施設休(廃)止届出書

特定給食施設休(廃)止届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

給 食 施 設	名 称	
	所 在 地	
給 食 開 始 年 月 日		年 月 日
給 食 休 (廃) 止 年 月 日		年 月 日
休 (廃) 止 の 理 由		

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第5条関係) 特定給食施設再開届出書

特定給食施設再開届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

給 食 施 設	名 称	
	所 在 地	
給 食 休 止 年 月 日		年 月 日
給 食 再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

告示

○愛媛県告示第1162号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成15年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

表中

4,250円	13,408円	を	4,231円	13,246円	に改
5,316円	13,408円		5,118円	13,246円	
6,164円	13,442円		6,028円	13,246円	
6,869円	16,585円		6,735円	16,177円	
7,350円	19,380円		7,267円	19,158円	
7,325円	21,668円		7,322円	21,289円	
7,257円	22,681円		7,184円	22,484円	
7,047円	24,388円		6,801円	23,787円	
6,411円	23,467円		6,233円	23,376円	
4,413円	19,687円		4,379円	20,698円	
4,250円	14,875円		4,120円	15,241円	
4,250円	13,408円		4,120円	13,246円	

める。

○愛媛県告示第1163号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成15年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

表常時介護を要する状態の部1の項中「108,300円」を「106,100円」に改め、同部2の項中「58,750円」を「57,580円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「54,150円」を「53,050円」に改め、同部2の項中「29,380円」を「28,790円」に改める。

○愛媛県告示第1164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日之井出地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本郷東地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小林西地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高畑地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・古野地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土屋地区）の施行を平成15年5月8日認可した。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、内海村から次のとおり土地改良事業の工事が

完了した旨の届出があった。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	柏地区	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、城辺町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	長野地区	平成15年 3月25日

○愛媛県告示第1172号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県営ふるさと農道緊急整備事業	藤原地区	平成15年 3月25日

○愛媛県告示第1173号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により

○愛媛県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大平砥部線	伊予市上唐川字川端甲423番 1 地先から	旧	メートル 4.7～27.8	キロメートル 0.550	
		同市上唐川字ハシ甲499番 1 地先まで	新	4.7～27.8 10.0～60.0	0.550 0.485	

○愛媛県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公告する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	長野地区	平成15年 3月25日

○愛媛県告示第1174号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	柏地区	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第1175号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡三崎町正野1020の 3（次の図に示す部分に限る。）、1020の 2、1020の 4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び三崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大平砥部線	伊予市上唐川字川端甲423番 1 地先から 同市上唐川字ハシ甲499番 1 地先まで	平成15年 5月24日

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	上浮穴郡小田町大字吉野川2152番 1 から 同大字2152番 4 まで	平成15年 5月20日

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	櫛生大洲線	大洲市上須戒139番 1 地先から 同市上須戒丁516番 1 地先まで	旧	メートル 8.0～14.5	キロメートル 0.072	
			新	13.4～36.0	0.058	

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	櫛生大洲線	大洲市上須戒139番 1 地先から 同市上須戒丁516番 1 地先まで	平成15年 5月20日

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3275番 2 から 同町平地3402番 4 まで	旧	メートル 4.6～27.7	キロメートル 0.245	
			新	12.0～55.5	0.245	

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲保内線	大洲市平野町平地3275番2から 同町平地3402番4まで	平成15年5月20日

○愛媛県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂3827番2	旧	メートル 8.5～9.9	キロメートル 0.043	
			新	9.1～11.0	0.043	
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂1375番2	旧	8.1～16.3	0.048	
			新	8.1～17.7	0.048	
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂1100番3から 同大字1100番2地先まで	旧	20.9～24.2	0.024	
			新	20.9～24.7	0.024	

○愛媛県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂3827番2	平成15年5月20日
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂1375番2	"
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂1100番3から 同大字1100番2地先まで	"

○愛媛県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	西宇和郡伊方町河内1461番地先から 同町河内1451番2まで	旧	メートル 13.4~29.2	キロメートル 0.056	
			新	15.0~29.2	0.056	
"	"	西宇和郡伊方町河内85番2	旧	11.5~12.0	0.008	
			新	11.5~12.4	0.008	
"	"	西宇和郡伊方町湊浦字横田625番6	旧	18.6~19.2	0.006	
			新	19.2~20.0	0.006	

○愛媛県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町河内1461番地先から 同町河内1451番2まで	平成15年5月20日
"	"	西宇和郡伊方町河内85番2	"
"	"	西宇和郡伊方町湊浦字横田625番6	"

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般
地 方 局
保 健 所

保健所長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保健所長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令

（保健所長に対する事務委任規程の一部改正）

第1条 保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則第99号の5及び第100号を次のように改める。

99の5 健康増進法（平成14年法律第103号）第20条の規定による特定給食施設の届出を受理すること。

100 健康増進法第22条の規定による指導及び助言をすること。

本則第100号の次に次の4号を加える。

100の2 健康増進法第23条の規定による勧告をし、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

100の3 健康増進法第24条第1項の規定により、報告をさせ、又は栄養指導員に立入検査等をさせること。

100の4 健康増進法施行細則（平成15年愛媛県規則第46号）第5条の規定による再開の届出を受理すること。

100の5 健康増進法施行細則第6条の規定による報告を受理すること。

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康増進課の表13の部事務の種類欄中「栄養改善法」を「健康増進法」に改め、同部3の項事項の欄中「第13条」を「第27条第1項」に改め、同項を同部5の項とし、同部2の項同欄中「第12条」を「第26条第2項」に改め、同項を同部4の項とし、同部1の項同欄中「国民栄養調査世帯」を「国民健康・栄養調査世帯」に、「第3条」を「第11条第1項、健康増進法施行規則第2条第2項」に改め、同項を同部2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定（第21条第1項）				
---------------------------------	--	--	--	--

別表第2健康増進課の表13の部中2の項の前に次のように加える。

1 県健康増進計画の策定及び変更（第8条
第1項、第3項）

--	--	--	--	--	--

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康増進課の表3の部事務の種類欄中「栄養改善法」を「健康増進法」に改め、同部1の項事項欄中「国民栄養調査員」を「国民健康・栄養調査員」に、「第4条」を「第12条」に改め、同部2の項同欄中「第11条」を「第19条」に改める。

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第26号中「栄養改善法第4条第2項」を「健康増進法第12条第2項」に、「国民栄養調査員」を「国民健康・栄養調査員」に改め、同項第27号中「栄養改善法第11条第2項」を「健康増進法第19条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。